

港湾運送事業計画変更認可申請・変更届出

- 【様式】
- ・ 港湾運送事業計画変更認可申請書 [Word](#) [PDF](#) [記載例](#)
 - ・ 港湾運送事業計画変更届出書 [Word](#) [PDF](#) [記載例](#)

項目	区分	変更事項	添付書類	備考
(1) 事業所	届出	個所数の変更	様式1、別紙1、案内図(地図等)	様式 登記上本社又は本店となっている事業所の名称又は住所を変更したときは、事業計画変更届出の他に変更した日から30日以内に別途変更報告書を提出すること。(規則第30条)
		名称の変更	別紙2	
		位置(呼称、住居表示)の変更	別紙2、変更を証する書類(登記簿(写)、住居表示通知書(写)等)	
		移転	様式1、案内図(地図等)	
(2) 労働者	認可	現場職員及び行為別ごとの労働者数の20%以上の増減	別紙3、労働者名簿(変更日、理由を記載)	様式 「行為別」とは、船内、はしけ、沿岸、いかだ又は港湾荷役等の別をいう。
		事業協同組合の特例『みなし労働者』の設定・廃止	別紙3-2、労働者名簿(変更日、理由を記載)	
	届出	現場職員及び行為別ごとの労働者数の20%未満の増減	別紙3、労働者名簿(変更日、理由を記載)	
		『自労働者+みなし労働者』の内訳の変更	別紙3-2、労働者名簿(変更日、理由を記載)	
(3) 荷役機械	認可	種類ごとの台数の20%以上の増減(前回認可時と比較)	様式2、別紙4、固定・軌道式は位置を示す図面	様式 「荷役機械」の増減をした場合、台数、能力に変更がなくとも届出を要する。 様式2の余白に年間処理可能取扱数量の計算式を記入すること。(但し、トラクター(ヘッド)は能力計算に含まない。)
	届出	種類ごとの台数の20%未満の増減(前回認可時と比較)	様式2、別紙4、固定・軌道式は位置を示す図面	
		1台ごとの能力(公称)の変更(改良、老朽化等)	別紙5	
		保有形態の変更	別紙4	
(4) 船舶及びはしけ	認可	増減、移籍、保有形態の変更	様式3、別紙6、その他(売買契約書(写)、同意書等)	様式 港運船の移籍申請は、関係事業者が同時に行なうこと。 S・B(Scrap and Build)が適用される場合は、協会の承認書を添付すること。
	届出	1隻ごとの積トン数の変更	別紙7	
		船名変更	別紙8	
		用船形態の変更	変更を証する書類(用船契約書(写)等)	
		借受先の変更	別紙9、用船契約書(写)、変更を証する書類(売買契約書(写)等)	
(5) 引船	認可	増減、移籍、保有形態の変更	様式4、別紙10、その他(売買契約書(写)、同意書等)	様式 Sが当該港湾運送事業者になく、他の港湾運送事業者から譲り受ける場合は、「引当権利譲渡書」を添付すること。
	届出	1隻ごとの馬力数の変更	別紙10、別紙11、変更を証する書類	
		船名変更	別紙12	
		用船形態の変更	変更を証する書類(用船契約書(写)等)	
		借受先の変更	別紙13、用船契約書(写)、変更を証する書類(売買契約書(写)等)	

項目	区分	変更事項	添付書類	備考
(6) 上屋、野積場及び水面貯木場	届出	個所数の変更又は棟数の変更（移転に伴うものを含む）	様式5、別紙14、案内図(地図等)、図面	様式 図面の余白に面積の求積計算式を記入すること。
		1棟または1個所ごとの面積の変更	別紙14、別紙15、図面	
		位置（呼称、住居表示）の変更	別紙16、変更を証する書類（施設使用許可書(写)等）	
		名称の変更	別紙16	
(7) 統括管理施設	認可	統括管理基盤の新設	様式6、備考欄①～④	様式 統括管理施設は、全体の事業計画と重複しているため、施設（上屋、労働者、荷役機械等）に変更のある場合は、併せて通常の認可申請を行なうこと。（統括管理職員は、現場職員の内数である。） *添付書類* ① 図面、写真等、統括管理施設の概要を表す書類 ② 推定による年間貨物取扱数量の算定根拠を説明する書類（施設別実績値及び推定値、委託者名、下請事業者名等） ③ 統括管理行為の内容を説明するための書類（電子計算機のシステムを説明するための書類、下請事業者との関係等） ④ その他審査のために必要と認める書類
		施設の増加又は減少	様式7、別紙20、案内図、図面、備考欄①～④	
		面積の変更	様式7、別紙17、案内図、図面	
		統括管理職員の20%以上の増減（前回認可時と比較）	別紙19、変更に係る労働者の内訳	
	届出	統括管理職員の20%未満の増減（前回認可時と比較）	別紙19、変更に係る労働者の内訳	
		位置（呼称、住居表示）の変更	別紙18、変更を証する書類（施設利用許可書(写)等）	
名称の変更		別紙18		
(8) 関連下請	認可	港湾運送事業法第16条第2項に係る関連下請関係の新設・廃止又は関連下請に関する関係の変更（保有株式数、派遣役職員の有無、長期専属契約等）	別紙21～24、関連下請契約書（写）、株式保有を証する書類のうち必要と認めるもの	様式

- ※ 1. 「関連下請」に関する申請について、申請者は「一般港湾運送事業者」です。
2. 場合により本表に記載された添付書類以外の書類が必要になることがあります。